

奉幸太郎、函を以て招き要求事項ニ對スル回答トシテ

一、解雇者ノ復職ハ拒絶ス

二、公傷ノ場合ハ日給五額支給スルニシ

(但シ自己ノ職場ニ於テ受傷ヲ確認セル場合ニ限ル)

三、食堂浴場等ノ設置ハ考慮

四、退職年當ノ制定

(一) 一ヶ年以下ハ六日

(二) 一ヶ年以上ニ年未滿九日

(三) 二ヶ年以上ハ一年毎二十二分分ラ増ス

五、既ニ發表シタル解雇者以外ノ犠牲者ヲ考サシムルコト

ヲ發表シタルニ勞働者側ハ之ニ不服ヲ唱ヘ一旦退去シテ爭議重

本部ニ引揚ケ協議ノ結果同日事業主ト函會見ニ追加要求トシテ

一、解雇絶對及對

二、爭議中ノ日給ヲ支給セヨ

三、爭議費用ヲ支給セヨ

三ヶ条ノ要求書ヲ提出シテ退去セリ

右及申(通)報候也